いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱運用方針

平成　３　年４月　１　日
改正　平成　５　年４月　１　日
改正　平成　７　年４月　１　日
改正　平成　８　年４月　１　日
改正　平成１０年４月　１　日
改正　平成１１年４月　１　日
改正　平成１５年７月　１　日
改正　平成１６年４月　１　日
改正　平成１８年４月　１　日
改正　平成２０年４月　１　日
改正　平成２２年４月　１　日
改正　平成２４年３月３０日
改正　平成２６年３月２８日
改正　平成２６年７月　３　日
改正　平成２７年３月３１日
改正　平成２９年３月３１日
最終改正　令和　６　年３月２８日

第２条（助成対象事業）関係

（１）いきいきふるさと推進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第２条に規定する「政策課題に基づき、市町村が広域的又は小規模に実施するソフト事業等」とは、ソフト事業及びその事業を遂行する上で必要な備品等を整備するための事業をいい、ソフト事業の種類を次のとおりとする。

また、「広域的」とは、複数の市町村が共同で実施する事業又は事業の効果が広域に及ぶ場合をいい、「小規模」とは、広域事業以外の事業をいう。

イベント事業
広報宣伝事業
研修等事業
試験研究事業
理事長が特に認めるその他の事業

（２）交付要綱第２条第２項に規定する「市町村が関与する実行委員会等」とは、事業の実施を目的として市町村と民間が組織する団体(以下「実施団体」という。)をいい、事業の実施に当たって市町村が実施団体の構成員として関与し、かつ相応の経費負担をする場合に該当するものである。

（３）前号に規定する「構成員として関与し」とは、市町村が実施団体の運営に関与するとともに、市町村長又は市町村職員が職務として事業の推進に参画していることをいう。

第４条（助成期間）関係

（１）交付要綱第４条に規定する「助成期間」を経過した事業については、原則として第１０回以降５年ごとに記念事業を実施する場合に限り、助成対象とする。

（２）交付要綱第４条のただし書きに規定する「継続して支援することが必要であるとこの法人の理事長（以下「理事長」という。）が認める事業」については、事業の効果及び必要性などを総合的に勘案の上、決定する。

第５条（助成金額）関係

（１）原則として市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費又は法令の規定に基づき負担が義務付けられている経費のほか、次の経費を助成対象外とする。なお、事業との関連性や必要性が乏しいと認められる経費も助成対象外とする場合がある。

職員費
修繕費

工事請負費

（２）交付要綱第５条に規定する「理事長が特に必要と認める場合」については、交付要綱第２条に規定するソフト事業等であり、市町村の喫緊の課題（以下「特定政策課題」という。）の解決に向けた特色ある事業を対象とし、その効果及び必要性などを総合的に勘案の上、決定する。
（３）前号に規定する「特定政策課題」は、理事長が毎年度定めるものとする。
（４）助成金額は、市町村が負担する経費の２分の１以内とする。ただし、理事長が特定政策課題の解決に資する事業として特に認める場合は３分の２以内とする。
（５）助成金額の算定に当たっては、１万円未満を切捨てるものとする。

第６条（助成の申請手続）関係
（１）当該事業の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記第２号様式の変更届を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
（２）前号に規定する「軽微な変更」とは、事業の目的及び内容を実質的に変更しない範囲での変更をいう。

第９条（決定の取消等）関係
（１）交付要綱第９条第２項及び第３項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
（２）前号に規定する「一定の期間」とは、助成決定の取り消し又は必要な措置を講じた年から５年以内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができる。

第１０条（実績報告）関係
交付要綱第１０条に規定する「事業完了後は、速やかに」とは、事業完了後、１か月以内をいう。

第１１条（助成金の額の確定及び交付）関係
助成金の交付先は市町村とする。ただし、複数の市町村が共同で実施する事業については、代表市町村が提出した助成金配分内訳に基づき、市町村に交付するものとする。

第１２条（現地調査の実施）関係
（１）交付要綱第１２条に規定する「現地調査の実施」に当たっては、別紙に定める実施要領により対象市町村に対して、現地調査の１か月前に通知するものとする。ただし、理事長が特に調査を実施しなければならないと認めたときは、この限りではない。
（２）交付要綱第１２条第２項に規定する「必要な措置」とは、一定の期間、当該市町村に助成しないことをいう。
（３）前号に規定する「一定の期間」とは、現地調査の実施から５年以内とする。ただし、情状に応じてその期間を短縮又は免除することができるものとする。